

## 埼玉地域DMA T設置運営要綱

### 第1 目的

この要綱は、災害の急性期（概ね48時間以内）に埼玉県内で活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム「埼玉地域DMA T（Disaster Medical Assistance Team）」（以下「地域DMA T」という。）の設置運営等に関して必要な事項を定める。

### 第2 指定病院

- (1) 埼玉県知事（以下「知事」という。）は、地域DMA Tを派遣する意思があり、地域DMA Tの活動に必要な人員と装備を備えた埼玉県災害時連携病院を埼玉地域DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するとともに、派遣に関する協定（様式第1号）を締結する。
- (2) 知事は、前項により指定をしたときは、指定病院に対して指定証（様式第2号）を交付する。
- (3) 指定病院の長は、知事の派遣要請時に地域DMA Tを迅速に編成し派遣できるよう、体制を整備するものとする。
- (4) 知事は、指定病院が第1項の要件を満たさなくなったと認めるときは、その指定を解除することができる。

### 第3 編成

- (1) 地域DMA Tは、指定病院の職員をもって編成する。
- (2) 地域DMA Tは、医師1名、看護師2名及び業務調整員1名からなる1チーム4名編成を基本とする。ただし、当面の間は主に第6(3)ア及びイに対応するためのチームとして医師1名、看護師1名及び業務調整員1名からなる3名編成とすることができる。  
なお、災害の規模・態様に応じて編成人員を調整することができる。
- (3) 地域DMA Tの各チームにリーダーをおく。
- (4) リーダーは、チームの医療活動を統括する。

### 第4 隊員登録

- (1) 知事は、指定病院の長から推薦（様式第3号）された次のア、イいずれかの者を地域DMA T隊員として登録できる。
  - ア 「埼玉地域DMA T養成研修（2日間）」を修了した者
  - イ 国が主催する日本DMA T養成研修または他の都道府県が主催する、厚生労働省が認定したDMA T養成研修を修了し、かつ県が指定する研修を修了した者
- (2) 知事は、隊員に対し登録証（様式第4号）を交付する。
- (3) 隊員は、登録証の記載事項に変更が生じたときは、指定病院の長を経て、知事に対して変更申請（様式第5号）を行う。

(4) 県は、地域DMAT隊員の状況を把握する。

## 第5 隊員資格更新

- (1) 登録証の有効期間は、発行した日の属する年度を含めた5年度間とし、以後5年ごとに更新する。
- (2) 資格の更新要件は別に定める表によるものとする。
- (3) 指定病院の長は地域DMAT隊員の登録から5年度ごとに前項の更新要件の状況を知事に報告（様式第6号）する。なお、提出については、有効期限が満了する2カ月前までに行うものとする。
- (4) 登録証の有効期間満了に伴う更新手続は、登録者、指定病院の長からの更新申請に基づき、新規登録の手続きに準じる。

## 第6 活動内容

- (1) 地域DMATは、県の派遣要請を受けて活動する場合には、DMAT県調整本部の方針に従い活動する。
- (2) 活動範囲は、埼玉県内とする。
- (3) 災害時における地域DMATの活動は、次のとおりとする。
  - ア 所属する指定病院において、中等症患者や症状が安定した重症者の円滑な受入態勢の構築等
  - イ 災害拠点病院がない二次保健医療圏において、所属する指定病院にDMAT活動拠点本部が設置される場合の準備等
  - ウ 災害現場等における医療情報の収集及び伝達
  - エ 災害現場等におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
  - オ 他の医療従事者に対する医療支援
  - カ その他災害現場等における救命活動に必要な措置

## 第7 出動基準

地域DMATの出動基準は、次のいずれかとする。

- (1) 地震などの大規模災害が発生した場合
- (2) 2名以上の死者を含む30名以上の傷病者が発生すると見込まれる場合
- (3) 地域DMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合

## 第8 出動

- (1) 知事は、出動基準に照らし、地域DMATの出動が必要と認められるときは、指定病院の長に対して地域DMATの派遣を要請する。
- (2) 指定病院の長は、知事から派遣要請を受けて派遣が可能と判断した場合、地域DMATを出動させる。
- (3) 現場での活動が終了した後、出動した地域DMATは、指定病院の長を通じて、活動記録（様式第7号）を知事に報告する。

## 第9 装備機材

- (1) 県は、現場に携行する医療資機材や活動時のユニフォーム等の装備品を、予算の範囲内で整備又は補助する。
- (2) 装備品の内容及び管理については、別に定める。

#### 第10 補償

地域DMATの医療救護活動に伴う事故に対応するため、県は、隊員の傷害保険等に参加する。

#### 第11 協議

この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の長が協議の上、決定する。

#### 第12 日本赤十字社埼玉県支部との協働

- (1) 地域DMATは、日本赤十字社埼玉県支部が設置する病院の救護班と協働して活動するものとする。
- (2) 前項の規定による協働の内容は、日本赤十字社埼玉県支部と埼玉DMATの協働に準ずるものとする。

#### 第13 研修

- (1) 知事は、地域DMAT隊員の技能や資質向上を図るため、研修や訓練等の企画及び実施に努めるものとする。
- (2) 指定病院の長は、地域DMAT隊員の技能や資質向上を図るため、研修や訓練等への参加に努めるものとする。

#### 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、地域DMATの設置運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は令和3年5月14日から適用する。

#### 附 則

この要綱は令和8年3月1日から適用する。